

◎新潟県告示第615号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条の4第2項の規定に基づき、次のとおり指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年4月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定試験機関の名称 財団法人行政書士試験研究センター
- 2 変更後の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地 東京都千代田区一番町25番地
- 3 変更年月日 平成24年4月23日